

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 2 日

水 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則	
○富山県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正	2
訓 令	
○富山県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令	3

規 則

富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 5 号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第31条第 1 項中「要する」を「した」に、「収入更正何により決定し、」を「収入更正調書により」に、「収入更正調書を送付」を「通知」に改め、同条第 2 項中「収入更正調書の送付」を「規定による通知」に改める。

第63条を次のように改める。

（支出の更正）

第63条 支出命令者は、支出済みの歳出について、所属年度、会計、歳出科目等に誤りがあつたため更正を要するときは、支出更正何により決定し、会計管理者に支出更正調書を送付しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定による支出更正調書の送付を受けた場合において、所属年度又は会計に係る更正があるときは、その旨を更正通知書により指定金融

機関に通知しなければならない。

第100条第2項第1号中「買入れる」を「買入れ若しくは借り入れる」に、「役務に」を「役務若しくは新役務に」に改め、同号ア中「役務」を「役務若しくは新役務」に改める。

第150条の2の見出し中「受け入れ」を「受入れ及び払出し」に改め、同条中「受け入れ」を「受入れ」に改め、「、「収入更正伺」とあるのは「受入更正伺」と」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第63条の規定は、歳入歳出外現金の払出しの更正をする場合について準用する。この場合において、「支出更正伺」とあるのは「払出更正伺」と、「支出更正調書」とあるのは「払出更正調書」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年3月4日から施行する。ただし、第150条の2（見出しを含む。）の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第31条第1項及び第2項の規定は、平成28年度以降の予算に係る収入に関する事務（これに関連する会計事務を含む。以下同じ。）の処理について適用し、平成27年度以前の予算に係る収入に関する事務の処理については、なお従前の例による。

(出納課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第87号

会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正について

会計管理者の事務の一部の委任について（平成19年富山県告示第185号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月2日

富山県知事 石 井 隆 一

別表第 1 の 1 の表本庁の室課の出納員（管財課長の職にある出納員及び警察本部交通指導課の出納員を除く。）及び出先機関の出納員の項中「繰越の通知」を「繰越しの通知、収入の更正の通知」に、「通知及び」を「通知、」に、「受入通知」を「受入れの通知及び歳入歳出外現金の受入れの更正の通知」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年3月4日から施行する。ただし、別表第1の1の表本庁の室課の出納員（管財課長の職にある出納員及び警察本部交通指導課の出納員を除く。）及び出先機関の出納員の項の改正規定（歳入歳出外現金の受入れの更正の通知に係る部分に限る。）は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の別表第1の1の表の規定は、平成28年度以降の予算に係る収入に関する事務（これに関連する会計事務を含む。以下同じ。）の処理について適用し、平成27年度以前の予算に係る収入に関する事務の処理については、なお従前の例による。

（出 納 課）

~~~~~  
**訓 令**  
~~~~~

富山県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成28年3月2日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第2号

出納局

富山県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県出納事務決裁規程（昭和53年富山県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1出納課長の職にある出納員専決事項の欄第1号中「専決事項」の次に「並びに収入及び歳入歳出外現金の受入れ」を加え、同表出納室長の職にある出納員専決事項の欄第1号中「確認」の次に「（収入及び歳入歳出外現金の受入れに係るものを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年3月4日から施行する。ただし、別表第1出納課長の職にある出納員専決事項の欄第1号の改正規定（歳入歳出外現金の受入れに係る部分に限る。）及び同表出納室長の職にある出納員専決事項の欄第1号の改正規定（歳入歳出外現金の受入れに係る部分に限る。）は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の別表第1の規定は、平成28年度以降の予算に係る収入に関する事務（これに関連する会計事務を含む。以下同じ。）の処理について適用し、平成27年度以前の予算に係る収入に関する事務の処理については、なお従前の例による。

（出納課）